

# 平成 22～23 年度消費者委員会活動報告 (案)

平成 23 年 8 月  
消費者委員会

本報告は、および平成 22 年 9 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日までの一年間の消費者委員会の活動についてまとめたものである。

## 目次

### はじめに

～委員長巻頭言「第1次消費者委員会の2年目を終えて」～	3
-----------------------------	---

第1章 消費者委員会について	7
----------------	---

第2章 平成22～23年度の消費者委員会の取り組み	7
---------------------------	---

1. 委員会会合	7
----------	---

#### (1) 総論

#### (2) 主な審議事項

##### ① 消費者基本計画の検証・評価・監視について

(i) 消費者基本計画の検証・評価・監視に係る関係省庁ヒアリング

(ii) 消費者基本計画の検証・評価及び見直しについて

##### ② 消費者委員会からの建議

(i) 有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議

(ii) 地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議

(iii) マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議

(iv) 消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議

(v) 住宅リフォームに関する消費者問題への取組についての建議

##### ③ 消費者委員会からの意見表明等

(i) 決済代行業者を経由したクレジットカード決済によるインターネット取引の被害対策に関する提言

(ii) 特定保健用食品の表示許可制度についての提言

(iii) 消費者契約法の改正に向けた検討についての提言

(iv) 「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見

(v) 公益通報者保護制度の見直しについての意見

(vi) 国民生活センターの在り方に関する意見

(vii) 原料原産地表示拡大の進め方についての意見

(viii) 健康食品の表示の在り方についての中間整理

(ix) 集団的消費者被害救済制度の今後の検討に向けての意見

(x) 個人情報保護制度について

##### ④ 諮問を受けて答申を行った事項等

##### ⑤ 消費者委員会からの建議・意見表明等に関するフォローアップ

(i) 自動車リコール制度に関する建議のフォローアップ

(ii) 有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議のフォローアップ

(iii) 地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議のフォローアップ

(iv) マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議のフォローアップ

- (v) 未公開株等投資詐欺被害対策について（提言）のフォローアップ
- (vi) こんにやく入りゼリーによる窒息事故への対応及び食品の形状・物性面での安全性についての法整備に関する提言のフォローアップ
- (vii) 決済代行業者を経由したクレジットカード決済によるインターネット取引の被害対策に関する提言のフォローアップ

⑥ その他

2. 部会・専門調査会等における審議	17
(1) 新開発食品調査部会	
(1-i) 新開発食品評価第一調査会	
(1-ii) 新開発食品評価第二調査会	
(2) 食品表示部会	
(2-i) 原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会	
(3) 消費者安全専門調査会	
(3-i) 製品事故情報の公表等に関する調査会	
(4) 地方消費者行政専門調査会	
(5) 公益通報者保護専門調査会	
(6) 個人情報保護専門調査会	
(7) 集団的消費者被害救済制度専門調査会	
(8) 特定保健用食品の表示許可制度専門調査会	
3. 調査等	22
(1) 有料老人ホームの契約に関する実態調査	
(2) 消費生活相談に関する実態調査	
(3) 「マンションの悪質な勧誘」に関する実態調査	
(4) 国民生活センターの在り方の見直しに係る調査	
(5) 消費者行政体制の一層の強化に向けた検討	
(6) 住宅リフォームに関する消費者問題への取組についての実態調査	
4. 外部との意見交換、外部への情報発信	24
資料	27

## はじめに ～委員長巻頭言「第1次消費者委員会の2年目を終えて」～

### 消費者委員会委員長 松本恒雄

消費者委員会は平成21年9月1日に発足以来、1年目の終了する平成22年8月末までの間に33回の委員会を、同年9月1日から2年目の終了する平成23年8月末までの間に35回の委員会を開催して、消費者の利益の擁護及び増進にかかわる様々な事項を審議してきました。また、ほぼ同じ回数で委員間打ち合わせ会合をもって、委員会の審議の進め方等を議論してきました。

消費者委員会には、監視機能、審議会機能、消費者の声を直接行政に届ける機能という3つの機能があります。そのうちの最も重要な機能である監視機能を発揮した結果としての建議等については、1年目は、建議1件、提言2件、その他の意見4件の合計7件にとどまりましたが、2年目は、建議として、「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」(平成22年12月17日)、「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」(平成23年4月15日)、「マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議」(同年5月13日)、「消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議」(同年7月22日)、「住宅リフォームに関する消費者問題への取組についての建議」(同年8月26日)の5件、提言として、「決済代行業者を経由したクレジットカード決済によるインターネット取引の被害対策に関する提言」(平成22年10月22日)、「特定保健用食品の表示許可制度についての提言」(平成23年8月12日)、「消費者契約法の改正に向けた検討についての提言」(同年8月26日)の3件、その他意見として、『「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見』(平成23年3月4日、同年6月24日)、「公益通報者保護制度の見直しについての意見」(同年3月11日)、「消費者基本計画の平成22年度の実施状況に関する検証・評価及び見直しについての意見」(同年6月10日)、「消費者行政体制の一層の強化についてー『国民生活センターの在り方の見直しに関するタスクフォース』中間整理についての意見ー」(同年6月10日)、『「国民生活センターの在り方の見直し」に関する検討についての意見』(同年7月15日)、「原料原産地表示拡大の進め方についての意見」(同年8月12日)、「健康食品の表示の在り方についての中間整理」(同年8月23日)、「集団的消費者被害救済制度の今後の検討に向けての意見」(同年8月26日)、「個人情報保護制度について」(同年8月26日)の10件の合計18件の建議等を採択することができました。単純計算しても、消費者委員会の2年目の監視機能は、1年目より260%増したことになります。

さらに、消費者基本計画の進捗状況についての検証・評価・監視活動や、過

去の建議や提言のフォローアップ活動も重点的に行ってきました。このような中で、消費者委員会の建議や提言に対して、関係省庁において素早く積極的に対応してもらえた事例もいくつか現れています。

消費者委員会の2年目の活動が大幅に活性化した要因として、1年目は試行錯誤的であった委員会の活動スタイルがある程度確立してきたこと、事務局の調査部門が調査の手法に習熟してきたことにより充実した実態調査が多数なされたことに加えて、委員会の下部組織が2年目に入って、委員会から付託された審議事項についての審議を終えて、次々と報告書を取りまとめたことを挙げることができます。

すなわち、消費者委員会では、その下部組織として、新開発食品調査部会と食品表示部会の2つの部会、消費者安全専門調査会、地方消費者行政専門調査会、公益通報者保護専門調査会、個人情報保護専門調査会、集団的消費者被害救済制度専門調査会、特定保健用食品の表示許可制度専門調査会の6つの専門調査会、さらに、部会や専門調査会の下に合計4つの調査会を設置して、詳細な事項についての審議を行ってきました。上記の消費者委員会の18件の建議や提言、意見のうちの7件は、このような下部組織の審議に基づいて、消費者委員会として見解を表明したものです。下部組織の審議には、消費者委員会委員も担当委員として参加しており、委員会と部会、専門調査会等に加わっていただいた多くの臨時委員、専門委員の方々とのコラボレーションの成果といつてよいでしょう。

昨年9月公表の「平成21～22年度消費者委員会活動報告」の「はじめに」において、筆者は、「消費者庁や他の省庁が意識していない事項を取り上げて調査審議することは、消費者委員会ならではの機能であり、今後、消費者庁との機能分担の面からは、この機能をより重視していく必要があります。しかし、そのためには、問題や被害の状況、関係する法律の詳細、行政の実態、海外の対応状況等を独自に調査できる事務局が不可欠です。消費者委員会としては、調査部門のスタッフ増員を来年度に向けての最大の要求事項として掲げています」と書きました。

しかし、残念ながら、消費者委員会の監視機能の充実・強化に向けた努力は、政府において正當に評価されていないように思われます。そのことは、平成22年12月1日に発表された「元気な日本復活特別枠に関する評価会議」による政策コンテストの評価結果からうかがうことができます。

そこでは、内閣府分として要望されていた「消費者委員会の機能強化のための事務局体制充実等」は、残念ながら、「関係府省からの人員の振り替えに努め

ること、要求と合わせた事務経費等の大幅削減が条件」とのコメントが付されて、C評価とされました。

C評価は、4段階評価の下から2番目で、同会議が示している評価の基準によると、「事業の『内容』に一定の評価はできるが、『改革の姿勢』等の問題が大きい」というものです。言い換えれば、消費者委員会の行う消費者行政全般についての監視という事業は、一定の評価はできるものの、あまり積極的評価はできないということです。消費者委員会の監視機能がまだまだ不十分であるという批判であれば受け入れざるをえない面もありますが、監視機能自体について積極的に評価できないという結論は、国会の全会一致の議決に基づいて強力な監視機能を付与され、消費者庁から分離・独立する形で設置された消費者委員会としては、遺憾に堪えません。

また、「改革の姿勢」とは、「予算配分を大胆に組み替える」こととされています。しかし、消費者委員会は、平成21年会計年度の途中から文字通りゼロからスタートした組織であり、事業官庁ではありませんから、そもそも振り替えのための人員も大胆に組み替えるべき予算もありません。

平成21年の通常国会において全会一致で成立した「消費者庁及び消費者委員会設置法」には、衆議院の附帯決議全23項目中の8項目において、また、参議院の附帯決議全34項目中の12項目において、消費者委員会への言及がなされています。とりわけ、当時野党が多数を占めていた参議院の附帯決議の第11項では、「消費者委員会が独立して消費者行政全般についての監視機能を十全に果たすことを担保するため、その事務局については財政上の措置を含めた機能強化を図るとともに、その職員については専任とするよう努めること。また、事務局職員の任命に当たっては、多様な専門分野にわたる民間からの登用を行うとともに、その所掌事務を行うために十分な人員を確保することにより、同委員会の補佐に万全を図ること」と、消費者行政全般に対する消費者委員会の監視機能の強化のための措置の必要性を強調しています。

消費者委員会の事務局の定員は発足時わずか2人、平成22年度に4人増えて6人となりましたが、平成23年度は3人の増員が認められただけです。事務局スタッフの大部分は、民間団体や企業からの出向や地方公共団体からの研修員でまかなわれているという変則的な状態が続いています。

第1次消費者委員会を終えるにあたって、政府が平成21年の通常国会の審議の原点に立ち返って、適切な人員配置に努力されるように要望します。あわせて、「消費者庁及び消費者委員会設置法」附則3項で求められている、消費者庁、消費者委員会、国民生活センター、さらには地方消費者行政を含めた、消費者

行政全体のさらなる整備を図る観点から、消費者関連の法律についての検討を加えて、必要な措置を講ずることを政府に対して強く要望します。



## 第1章 消費者委員会について

消費者委員会は、平成21年9月1日に、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴い、消費者庁とともに発足した。消費者委員会は、消費者行政全般に対して監視機能を有する独立した第三者機関として、内閣府の外局たる消費者庁とは切り離す形で、内閣府に設置された。消費者委員会の委員は、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が10人以内を任命することとなっており、平成22年9月以降は9名となっている（資料1-1-1）。消費者委員会の主な任務は、①重要事項について自ら調査審議・建議を行うこと、②諮問に応じて調査審議を行うこと、③内閣総理大臣に対して消費者安全法の規定に基づき勧告を行うことである。

また、広範な専門分野にわたり多数の事項を審議する必要があることから、消費者委員会における審議だけではなく、消費者委員会の下に部会・専門調査会等を設けて審議を進めてきた。この1年間（平成22年9月から平成23年8月）においては、委員会会合を35回、部会・専門調査会等については、2つの部会、6つの専門調査会、4つの調査会の合計で78回開催したほか、委員の間の意見交換等を行う委員間打合せを39回開催した。

## 第2章 平成22～23年度の消費者委員会の取り組み

### 1. 委員会会合

#### （1）総論

この1年間（平成22年9月から平成23年8月）においては、35回の委員会会合を開催した（資料2-1-1）。平成21年9月1日の消費者委員会の発足以降の通算では、これまでに、68回の委員会会合を開催したこととなる。

委員会会合においては、様々な事項を調査審議していく中で、必要に応じ、委員会からの建議や意見表明、関係省庁からの諮問に対する答申等を行ってきた（資料2-1-2）。

#### （2）主な審議事項

##### ①消費者基本計画の検証・評価・監視について

消費者基本法においては、消費者政策会議（消費者基本法第27条に基づき設けられた閣僚会議で、その庶務を消費者庁が行う）が、消費者基本計画の案を作成しようとするときのほか、消費者政策会議が行う消費者政策の実施の状況の検証・評価・監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとする際には、消費者委員会の意見を聴かなければならないとされている。

現行の「消費者基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）においては、この計画を実効性のあるものとするために、計画に盛り込まれた具体的施策の取り組み状況について、十分な検証・評価・監視を行うことが重要であるとされている。

また、現行の計画においては、消費者庁と各施策の推進に当たる関係府省庁等は、

重要課題ごとの施策の実施についての工程を明確化するとされており、さらに、消費者委員会の消費者行政全般に対する監視機能を最大限に発揮しつつ、検証・評価・監視を行うとされている。

このため、消費者委員会としては重要課題ごとの施策の実施についての工程や実施状況について、消費者庁及び関係府省庁等に対してヒアリングを実施した。

さらに、消費者政策会議が行った「消費者基本計画の検証、評価及び見直しについて」（平成23年7月8日閣議決定）も、消費者委員会において審議を行った。

#### **(i) 消費者基本計画の検証・評価・監視に係る関係省庁ヒアリング**

平成22年5月から6月にかけて第1期のヒアリングを行った後、平成22年10月から12月にかけて、第2期のヒアリングを、5回の委員会（第37回から第41回）、さらに第3期のヒアリングを「消費者基本計画の検証、評価及び見直しについて」がとりまとめられる直前の、平成23年5月から6月にかけて4回（第53回、第54回、第56回、第57回）にわたり実施した。

具体的には、消費者委員会の「消費者基本計画策定に向けての意見」（平成22年3月3日）に掲げられた重要施策10項目に関連する施策を中心に、重要施策を選択し、関係省庁からヒアリングを行った。

第2期においては、消費者基本計画の具体的施策171項目の中から、23項目について、その工程についてヒアリングを実施した。また、第3期においては、具体的施策のうち、13項目について、平成22年度における施策の実施状況について、ヒアリングを実施した。（資料2-1-3）

#### **(ii) 消費者基本計画の検証・評価及び見直しについて**

消費者基本計画の、平成22年度の実施状況に関する「検証・評価」及び計画の見直しについては、まず、消費者庁において素案を取りまとめ、パブリックコメントにかけている段階で審議を行った（第56回委員会（平成23年6月3日））。その後3回の審議を経て、平成23年7月8日に「消費者基本計画の検証、評価及び見直しについて」が閣議決定され、第61回委員会（平成23年7月8日）において消費者庁より報告が行われた。この過程で、消費者委員会からは、第57回委員会（平成23年6月10日）において、「消費者基本計画の平成22年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しについての意見」をとりまとめた（資料2-1-4）。

### **② 消費者委員会からの建議**

平成22年8月、消費者委員会が初の建議（「自動車リコール制度に関する建議」）を行ったが、その後、平成22年12月に、「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」を行うなど、この1年間では以下の5つの建議を行った。

#### **(i) 有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議**

有料老人ホームについては、入居一時金等、契約に関する相談が増加している状況に鑑み、第22回（平成22年4月9日）の委員会、あるいは消費者基本計画の検証・評価・監視等の中でヒアリングを行うとともに、有料老人ホームの契約に関する実態調査を実施した（「有料老人ホームの契約に関する実態調査報告」（平成22年12月）；本章3.（1）参照）。この調査結果により判明した事実に基づき、消費者庁及び消費者委員会設置法に基づき、第42回委員会（平成22年12月17日）において、厚生労働大臣に対する「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」をとりまとめた（資料2-1-5）。

消費者委員会は、この建議について、厚生労働省に対して、平成23年6月までにその実施状況の報告を求めた。

#### **（ii）地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議**

第51回委員会（平成23年4月15日）において、地方消費者行政専門調査会から「地方消費者行政専門調査会報告書」が提出された（本章2.（4）参照）。これを受けて、消費者委員会としては、報告書に記載された各種施策が、平成21年度からの集中育成・強化期間終了後、地方消費者行政を引き続き強化していくうえで、早急に必要な施策があり、また、その実施に当たっては、平成23年度以降、具体的な施策を総合的かつ計画的に実施するため、詳細な工程表を策定する必要があるとの認識の下、消費者庁及び消費者委員会設置法に基づき、「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」（平成23年4月15日）をとりまとめた（資料2-1-6）。その中で内閣府特命担当大臣（消費者）、総務大臣等関係各大臣に対して、報告書において記載された各種施策の実施に向けて、早急な対応を求めるとした。

消費者委員会は、消費者行政の司令塔たる消費者庁において、関係省庁の対応を取りまとめ、報告書に記載された各種施策を実施するための詳細な工程表を作成し、平成23年7月までに報告することを求めた。

#### **（iii）マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議**

最近、マンションについての電話勧誘販売・訪問販売に関する苦情・相談が増えているという状況に鑑み、その原因・背景を探るために、第39回委員会（平成22年11月26日）において問題提起を行うとともに、平成23年1月以降、47都道府県の宅建業法所管部局及び消費者行政担当部局を対象に行った実態調査を行った（「マンションの悪質な勧誘」に関する実態調査報告」（平成23年5月13日）；本章3.（3）参照）。この調査結果を踏まえ、消費者庁及び消費者委員会設置法に基づき、第53回委員会（平成23年5月13日）において、国土交通大臣及び内閣府特命担当大臣（消費者）に対して「マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議」をとりまとめた（資料2-1-7）。

消費者委員会は、この建議について、関係省庁に対して、平成23年8月までにその実施状況の報告を求めた。

#### **(iv) 消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議**

第 62 回委員会（平成 23 年 7 月 15 日）において、消費者安全専門調査会から、「消費者安全専門調査会報告書」が提出された（本章 2.（3）参照）。報告書での検討結果等によれば、消費者庁においては、「事故情報を一元的に収集し、消費者行政の司令塔として注意喚起を図っていくという消費者安全法の趣旨が十分に生かされたとは言い難い対応」がみられたり、関係省庁においても、重大事故情報等の通知において漏れや遅滞等が生じたりするなどの問題が少なからずみられるとし、こうした問題を防止するためにも、重大事故等の情報の収集範囲や公表の範囲・時期等について見直す必要性が確認され、またその見直しの在り方についても報告書で具体的に提言されている。

これを踏まえ、消費者委員会として、消費者庁及び消費者委員会設置法に基づき、「消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議」を第 63 回委員会（平成 23 年 7 月 22 日）においてとりまとめた（資料 2-1-8）。その中で、内閣府特命担当大臣（消費者）、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣等関係各大臣に対して、報告書において記載された各種施策の実施に向けて、早急な対応を求めるとした。

消費者委員会は、事故情報の収集・公表制度を主管する消費者庁が関係省庁の対応について必要な協議を行った上で、関係省庁としての対応及び消費者庁としての対応について、平成 23 年 12 月までに報告することを求めている。

#### **(v) 住宅リフォームに関する消費者問題への取組についての建議**

最近、住宅リフォームに関する苦情・相談が増えているという状況に鑑み、その原因・背景を探るために、第 39 回委員会（平成 22 年 11 月 26 日）において問題提起を行っていたところ、加えて、東日本大震災の発生等を受けて住宅リフォームに関する相談の増加が見込まれることから、平成 23 年 6 月以降、国土交通省、都道府県・政令市及び事業者等へのヒアリング並びに消費者に対するアンケート等による調査を行い、当該調査の結果（「住宅リフォームに関する消費者問題」に関する実態調査報告）（平成 23 年 8 月 26 日）；本章 3.（6）参照）を踏まえ、消費者庁及び消費者委員会設置法に基づき、第 67 回委員会（平成 23 年 8 月 26 日）において、国土交通大臣に対する「住宅リフォームに関する消費者問題への取組についての建議」をとりまとめた（資料 2-1-9）。

消費者委員会は、この建議について、国土交通省に対して、平成 24 年 2 月までにその実施状況の報告を求めた。

### **③ 消費者委員会からの意見表明等**

この 1 年間、消費者委員会から、既に述べた消費者基本計画の検証・評価・監視関係の意見書の他に、以下の意見表明等（提言、意見ほか）を行った。

### **(i) 決済代行業者を経由したクレジットカード決済によるインターネット取引の被害対策に関する提言**

近年、インターネットによる各種取引に関する消費者被害が増加傾向にあり、中でも、いわゆる「決済代行業者」を経由したクレジットカード決済による被害が、関係事業者が海外に存在するケースが多いこともあって、解決が困難であるとされている。こうした状況を踏まえ、消費者委員会においては、第29回委員会（平成22年7月9日）、第35回委員会（平成22年9月24日）で被害の実態や問題意識などについて、消費者団体、専門家からヒアリングを行った。さらに第37回委員会（平成22年10月22日）では消費者庁に設置された「インターネット消費者取引研究会」における議論の内容や、決済代行業者に絡む問題の実態や現行法における対応等について、関係省庁（経済産業省、消費者庁）にヒアリングを行った。そのうえで、同日の委員会において、①被害事例及び決済代行業者の実態把握、②より厳正な処分及び消費者への注意喚起、③通信販売業者による決済代行業者に係る表示の義務付け、④その他必要な制度改正に向けた検討を関係省庁（経済産業省、消費者庁）に対策として求めることを内容とした「決済代行業者を経由したクレジットカード決済によるインターネット取引の被害対策に関する提言」をとりまとめた（資料2-1-10）。

### **(ii) 特定保健用食品の表示許可制度についての提言**

第63回委員会（平成23年7月22日）において、特定保健用食品の表示許可制度専門調査会から、「特定保健用食品の表示許可制度専門調査会」報告書が提出された（本章2.（8）参照）。これを受けて、「特定保健用食品の表示許可制度についての提言」を第65回委員会（平成23年8月12日）においてとりまとめた（資料2-1-11）。その中で、消費者庁がこの報告書の内容を踏まえ、許可の更新制についての導入に向けた検討も含め、必要な取り組みを進めることを求めた。

### **(iii) 消費者契約法の改正に向けた検討についての提言**

現在、法務省の法制審議会で検討が進められている民法（債権関係）改正、及び平成13年4月に施行された消費者契約法に関して、第61回委員会（平成23年7月8日）において、社団法人全国消費生活相談員協会及び日本弁護士連合会消費者問題対策委員会から意見聴取を行うとともに、第66回委員会（平成23年8月23日）において、法務省及び消費者庁から、それぞれの取り組みについて報告を受けた。そのうえで、第67回委員会（平成23年8月26日）において、消費者契約法について、民法（債権関係）改正の検討作業と連携し、民法（債権関係）改正に遅れることなく消費者契約法改正を実現することが望ましいとする「消費者契約法の改正に向けた検討についての提言」をとりまとめた（資料2-1-12）。

### **(iv) 「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する**

## 意見

消費者安全法第 13 条に基づき、「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」が、第 28 回委員会（平成 22 年 6 月 25 日）に引き続き、この 1 年間では、第 49 回委員会（平成 23 年 3 月 4 日）と、第 59 回委員会（平成 23 年 6 月 24 日）において、消費者庁よりなされた。この 2 回の報告それぞれに対し、報告の同日の消費者委員会において、「「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見」をとりまとめた（資料 2-1-13、2-1-14）。いずれも、平成 22 年 6 月に行った際の意見中の基本的視点（情報の一元化と社会的共有化、分かりやすく使いやすい分類、原因究明結果と事故防止のための対応措置についての情報提供）をベースに、その後の報告における対応を踏まえ、意見を述べている。

### （v）公益通報者保護制度の見直しについての意見

第 47 回委員会（平成 23 年 2 月 18 日）において、公益通報者保護専門調査会から「公益通報者保護専門調査会報告～公益通報者保護法の施行状況についての検討結果～」が提出された（本章 2.（5）参照）。これを受けて、「公益通報者保護制度の見直しについての意見」を第 50 回委員会（平成 23 年 3 月 11 日）においてとりまとめた（資料 2-1-15）。その中で、消費者委員会として、公益通報者保護法の附帯決議において指摘されている制度の見直しに係る具体的検討項目について、現状においては見直しのための十分な調査が行われているとは言えないという認識のもと、本法を所管する消費者庁に対して、報告書に掲げられている「政府に求められる事項」に関し早急に検討を行うことを求めるとともに、とりわけ法や通報処理制度の実態の把握に関する事項について、法の運用、適用、遵守状況も含め、充実した調査を行うことを求めた。

消費者委員会としては、本意見を踏まえた対応状況について適宜報告を求めることとしている。

### （vi）国民生活センターの在り方に関する意見

独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）の在り方については、平成 22 年 12 月より「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」において消費者庁と国民生活センターの当事者間で実務的な論点についての議論が開始され、平成 23 年 5 月 13 日には、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース中間整理」（消費者庁、国民生活センター）がとりまとめられた。

これを受け、消費者委員会としては、第 57 回委員会（平成 23 年 6 月 10 日）において、「消費者行政体制の一層の強化について―「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」中間整理についての意見―」をとりまとめた（資料 2-1-16）。

その後も本件について、消費者庁・国民生活センター等の関係者と議論を続け、第

62回委員会（平成23年7月15日）には、「「国民生活センターの在り方の見直し」に関する検討についての意見」を出した（資料2-1-17）。

#### **（vii）原料原産地表示拡大の進め方についての意見**

第65回委員会（平成23年8月12日）において、食品表示部会から、「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」が提出された（本章2.（2）参照）。これを受けて、「原料原産地表示拡大の進め方についての意見」を同日の第65回委員会においてとりまとめた（資料2-1-18）。その中で、消費者庁がこの報告書の内容を踏まえ、現在、消費者庁で進めている食品表示の一元的な法体系の在り方の一環として原料原産地表示の対象品目や選定方法等を改めて設定することも含め、必要な検討を進めることを求めた。

#### **（viii）健康食品の表示の在り方についての中間整理**

健康食品の表示の在り方については、消費者庁の「「健康食品の表示に関する検討会」論点整理」（平成22年8月27日）において、健康食品の表示の効果的な規制や適切な情報提供の仕組みについて、消費者委員会においてさらに議論することとされた。これを受けて、第43回委員会（平成22年12月24日）以降、6回にわたり、関係機関や有識者からのヒアリングを行った（資料2-1-19）。そのうえで、第66回委員会（平成23年8月23日）に、消費者委員会として、中間整理をとりまとめた（資料2-1-20）。その中では主に、①健康増進法、食品衛生法、景品表示法による法執行について、中央・地方の連携強化、運用体制の整備、②「錠剤・カプセル型食品」について、表示の規制あるいは「届出制」などのルール化の必要性の有無、③食品の機能性表示について表示を可能とすることの是非やそうした制度を導入した場合の実効性あるチェック体制の実現可能性、④健康食品に関する「事故情報の一元化」の体制の早急な整備、などにつき、検討を進めることが求められるとした。

#### **（ix）集団的消費者被害救済制度の今後の検討に向けての意見**

第67回委員会（平成23年8月26日）において、集団的消費者被害救済制度専門調査会から「集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書」が提出された（本章2.（7）参照）。これを受けて、「集団的消費者被害救済制度の今後の検討に向けての意見」を同日の委員会においてとりまとめた（資料2-1-21）。その中で、消費者委員会としては、関係省庁に対して、制度の具体的な仕組みづくりを進めることを求めており、その際には、①幅広く関係者から意見を聴取すること、②消費者庁の「「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」取りまとめ」（平成23年8月消費者庁）に関し、引き続き取り組むべき課題について検討を進めること、③中長期的には、証拠収集等を含む民事訴訟制度全体の見直しについても考えていく必要がある、④集団的消費者被害事案については、今

後も刑事的手法の重要性は減じるものではなく、新たな被害救済制度と適切な役割分担を検討すべきである、点にも留意することを求めている。

#### **(x) 個人情報保護制度について**

第 67 回委員会（平成 23 年 8 月 26 日）において、個人情報保護専門調査会から、「個人情報保護専門調査会報告書～個人情報保護法及びその運用に関する主な検討課題～」が提出された（本章 2.（6）参照）。これを受けて、「個人情報保護制度について」を同日の第 65 回委員会においてとりまとめた（資料 2-1-22）。その中で、報告書で指摘された検討課題については、次期の委員会においても、優先的に解決すべき課題を抽出するなどして、引き続き検討を進める必要があるとの認識を示している。

#### **④ 諮問を受けて答申を行った事項等**

消費者委員会発足（平成 21 年 9 月）以降、消費者庁からの諮問等に応じて、委員会審議等を経て、答申を行っている。この 1 年間においては、特定保健用食品の表示許可、家庭用品品質表示法に基づく表示の標準の改正、食品の品質表示基準の改正、及び特定商取引に関する法律施行令の一部改正などについて、答申を行っている（資料 2-1-2 中の「2 諮問に対する答申」を参照）。

#### **⑤ 消費者委員会からの建議・意見表明等に関するフォローアップ**

##### **(i) 自動車リコール制度に関する建議のフォローアップ**

平成 22 年 8 月の「自動車リコール制度に関する建議」については、関係省庁に対して、平成 22 年 12 月までに、その実施状況の報告を求めることとしていた。

平成 22 年 12 月に、国土交通省及び消費者庁から書面の報告が提出されたのを受けて、第 44 回委員会（平成 23 年 1 月 14 日）において両省庁から報告を受けた。

この報告を踏まえて、本建議に対する両省庁の対応状況について、建議事項である①事故・不具合情報の収集及び公表、②事故・不具合情報やリコールに対する分析・検証、③リコール届出等の実施のそれぞれについて、概ね前向きに取り組んでいることがうかがわれ、大いに評価するとしつつ、なおフォローアップを要する事項も含まれており、それらについて引き続き対処を求めていきたい、旨の委員長談話を発表した（資料 2-1-23）。

また、このフォローアップ時に求めた、さらにフォローアップを要する事項について、第 62 回委員会（平成 23 年 7 月 15 日）において、再度国土交通省、消費者庁から報告を受けた（資料 2-1-24）。

##### **(ii) 有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議のフォローアップ**

平成 22 年 12 月の「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」については、厚生労働省に対して、平成 23 年 6 月までに、その実施状況の報告を求める



こととしていた。

平成 23 年 6 月に、厚生労働省から、建議に対する実施状況についての書面の報告が提出されたのを受けて、第 62 回委員会（平成 23 年 7 月 15 日）において厚生労働省から報告を受けた。

この報告を踏まえて、本建議に対する厚生労働省の対応状況について、いわゆる 90 日ルールについての法制化等の措置を講ずることを求めた部分について、実際に法改正・省令改正を実施するなど、建議事項に積極的に取り組もうとする姿勢がうかがえ、消費者委員会としては大変評価できるとした（資料 2-1-25）。

### **（iii）地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議のフォローアップ**

平成 23 年 4 月の「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」に関しては、消費者委員会は、消費者行政の司令塔たる消費者庁において、関係省庁の対応を取りまとめ、報告書に記載された各種施策を実施するための詳細な工程表を作成し、平成 23 年 7 月までに報告することを求めた。

これを踏まえ、第 64 回委員会（平成 23 年 8 月 5 日）において、消費者庁から報告を受けた（資料 2-1-26）。

この報告について、消費者委員会としては、引き続き、消費者庁において、専門調査会報告書、消費者委員会の建議に従ってさらに施策を具体化して、着実に進めていくべきとし、次期の消費者委員会においても引き続きフォローアップを行うべきとした。

### **（iv）マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議のフォローアップ**

平成 23 年 5 月の「マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議」については、関係省庁に対して、平成 23 年 8 月までに、その実施状況の報告を求めることとしていた。

平成 23 年 8 月に、国土交通省及び消費者庁から、建議に対する実施状況についての書面の報告が提出されたのを受けて、第 67 回委員会（平成 23 年 8 月 26 日）において国土交通省及び消費者庁から報告を受けた（資料 2-1-27）。

この報告を踏まえて、消費者委員会としては、建議の内容について、着実に実施されていると評価したうえで、進行途上の施策については、引き続き進めて頂きたいとした。

### **（v）未公開株等投資詐欺被害対策について（提言）のフォローアップ**

平成 22 年 4 月に消費者委員会がとりまとめた、「未公開株等投資詐欺被害対策について（提言）」に関しては、提言後、消費者基本計画の検証・評価・監視に係る関係省庁ヒアリングにおいて、継続的にフォローアップを行ってきた。具体的には、第 28 回委員会（平成 22 年 6 月 25 日）、第 39 回委員会（平成 22 年 11 月 26 日）、第 54 回委員会（平成 23 年 5 月 20 日）において審議された。このように継続的に本件

を調査・審議していく中で、無登録業者による未公開株の取引を民事上無効とし、罰則を強化する等を内容とする金融商品取引法改正（平成 23 年 5 月 17 日成立）が行われたほか、悪質な事業者名公表や無登録事業者の営業差止を求める裁判所に対する申立て制度の活用などの行政対応、高齢者等への注意喚起についての関係機関の取り組みなどの進展がみられた。このように関係省庁が積極的に取り組みを強化していることについて、消費者委員会として大きな評価を示した（第 54 回委員会）。

#### **（vi）こんにゃく入りゼリーによる窒息事故への対応及び食品の形状・物性面での安全性についての法整備に関する提言のフォローアップ**

平成 22 年 7 月の「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故への対応及び食品の形状・物性面での安全性についての法整備に関する提言」に関しては、第 46 回委員会（平成 23 年 2 月 4 日）及び第 65 回委員会（平成 23 年 8 月 12 日）において提言のフォローアップを行った。

第 46 回委員会においては、平成 22 年 12 月、消費者庁においてとりまとめた「こんにゃく入りゼリー等の物性・形状等改善に関する研究会」の報告書の内容などについて、消費者委員会に報告がなされた。さらに、第 65 回委員会においては、①窒息事故に関連するこんにゃく入りゼリー等の改善のための取り組みについて、②こんにゃく入りゼリー等に関連する窒息事故等の発生または拡大の防止の実効性を確保する観点から、できる限り広範に対応することのできる法整備の検討に関して、消費者庁と厚生労働省からヒアリングを行った。

#### **（vii）決済代行業者を経由したクレジットカード決済によるインターネット取引の被害対策に関する提言のフォローアップ**

平成 22 年 10 月の「決済代行業者を経由したクレジットカード決済によるインターネット取引の被害対策に関する提言」に関しては、提言後、第 53 回委員会（平成 23 年 5 月 13 日）の消費者基本計画の検証・評価・監視に係る関係省庁ヒアリングにおいて、フォローアップを行った。このヒアリングにおいては、インターネット消費者取引研究会において行われた決済代行業者に関する実態調査や、研究会のとりまとめである「インターネット取引に係る消費者の安全・安心に向けた取り組みについて」（平成 23 年 3 月消費者庁）で掲げられた、決済代行業者の登録制度をつくる等を内容とする決済代行問題への対応策などについて消費者庁等から報告を受けた。

### **⑥ その他**

上記の審議の他に、次のような事項について審議を行った。

#### **○東日本大震災に関連する消費者問題について**

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に関連する消費者問題について、第 55 回委員会（平成 23 年 5 月 27 日）において、「震災に関連する悪質商法

110 番」などで受け付けた相談など被災地から寄せられた相談の件数及び概況について、収集した相談情報の活用状況について、及び被災地に対する相談体制のバックアップについて、消費者庁と国民生活センターからヒアリングを行った。さらに、第 64 回委員会（平成 23 年 8 月 5 日）において、引き続き、相談の状況や専門家派遣について、及び放射性物質と食品の安全についての、特に情報提供面での取り組みについて、消費者庁からヒアリングを行った。

○特定商取引法・景品表示法の執行について

第 35 回委員会（平成 22 年 10 月 8 日）において、特定商取引法、景品表示法の執行の状況等について消費者庁から報告を受け、議論を行った。

○リコール制度の在り方について

第 46 回委員会（平成 23 年 2 月 4 日）において、リコール情報の一元化と消費者へのわかりやすい周知に関する取り組み等について、消費者庁から報告を受け、議論を行った。

○平成 22 年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要について

第 67 回委員会（平成 23 年 8 月 26 日）において、平成 22 年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要について、消費者庁から報告を受け、議論を行った。

また、委員間打合せを随時開催し、委員会に向けて、様々な消費者問題や消費者行政の課題につき、関係省庁・有識者等からのヒアリングや、委員の間の意見交換を行ってきた（資料 2－1－28）。

## 2. 部会・専門調査会等における審議

消費者委員会の下に、2つの部会及び6つの専門調査会、さらに、新開発食品調査部会に2つの調査会、食品表示部会に1つの調査会、消費者安全専門調査会に1つの調査会をそれぞれ設置し、審議を行ってきた（参考資料 2－0 参照）。

このうち、6つの専門調査会及び食品表示部会のもとに設置された「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会」において、報告書がとりまとめられた。

### （1）新開発食品調査部会

新開発食品調査部会は、健康増進法及び健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令に基づいて、消費者庁長官が特定保健用食品の許可等を行う際に、内閣総理大臣の諮問に応じ、消費者委員会は調査審議することとされていることから、当該事項について調査審議を行うため、設置された部会である。

この1年間では計3回（第4回から第6回）開催された。いずれの回も特定保健用食品の表示許可に係る調査審議が行われた（参考資料 2－1 中の議事一覧参照）。

### **(1-i) 新開発食品評価第一調査会**

新開発食品評価第一調査会は、特別用途表示の許可に関する調査審議のうち、腎・血圧、代謝、内分泌に関する事項について審議するため、新開発食品調査部会に設置された調査会である。

この1年間では計4回（第3回から第6回）開催された。いずれの回も、個別品目の特定保健用表示許可に係る申請資料等に基づき、安全性及び有効性の調査審議が行われた（参考資料2-1中の議事一覧参照）。

### **(1-ii) 新開発食品評価第二調査会**

新開発食品評価第二調査会は、特別用途表示の許可に関する調査審議のうち、消化吸收、免疫、その他第一調査会の調査審議事項以外の事項について審議するため、新開発食品調査部会に設置された調査会である。

この1年間では計2回（第3回、第4回）開催された。いずれの回も、個別品目の特定保健用表示許可に係る申請資料等に基づき、安全性及び有効性の調査審議が行われた（参考資料2-1中の議事一覧参照）。

## **(2) 食品表示部会**

食品表示部会は、食品衛生法に基づき、内閣総理大臣が、販売の用に供する食品、添加物、容器包装等の表示の基準を定める際に、あるいは農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づき、内閣総理大臣が、飲食料品の品質の食品等の表示の基準を定める際に、消費者委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、当該事項等について調査審議を行うために設置された部会である。

この1年間では計10回（第4回～第13回）開催された。個別の品質表示基準の改正、加工食品品質表示基準の改正、食品添加物の指定に伴う食品衛生法施行規則の改正のほか、生食用食肉に係る表示基準の策定についても議論が行われた（参考資料2-2中の食品表示部会議事一覧参照）。

また、第12回部会（平成23年7月27日）では、原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会から「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」（本章2.（2-i）参照）の報告を受けた。なお、この報告書は、第65回委員会（平成23年8月12日）において、田島眞部会長から委員会に報告がされた。

### **(2-i) 原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会**

原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会は、食品表示部会において、原料原産地表示の拡大の進め方に関する検討に際し、専門的事項の調査審議を行うために設置された調査会である。具体的には、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に基づく加工食品の原料原産地表示の義務付けの拡大を進めていくにあたり、義務対象品目を選定する際の基本的な考え方や対象品目の候補の選定方法などについて、検討を行った。

平成23年1月24日に第1回調査会が開催され、計6回開催された（参考資料2-2中の原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会議事一覧参照）。調査会において、関係団体、事業者、学識経験者などからヒアリングを行う他、現地調査を実施し、原料原産地表示の拡大に関し調査審議するに当たっての必要な専門的事項について議論を行った。こうした議論等を経て、加工食品の原料原産地表示義務対象品目の2要件の考え方、新たな表示方法の実効性、原料原産地表示義務対象品目の選定方法、食品表示に関する一元的な法律の制定に向けた取り組みの中でさらに議論を深めるべき課題それぞれについて整理した「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」（平成23年7月6日）をとりまとめた（資料2-2-1）。この報告書について、第12回食品表示部会（平成23年7月27日）への報告を行った。

### （3）消費者安全専門調査会

消費者安全専門調査会は、消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報の集約・分析・公表の在り方、そのほか消費者安全に関する重要事項について、調査審議を行うために設置された専門調査会である。

この1年間では計7回（第4回から第10回）開催され、消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の収集・分析・公表の実施状況等について評価・点検するとともに、消費者事故情報の活用方策に関する調査審議を行ってきた（参考資料2-3中の消費者安全専門調査会議事一覧参照）。より具体的には消費者庁や地方公共団体を始めとした関係機関、事業者・事業者団体、消費者・消費者団体といった各関係主体が、消費者安全法、消費生活用製品安全法等の関係法令の各規定を踏まえて、有機的に連携をとり、また、主体的に行動し、もって消費者一人ひとりの安全と安心をより確かなものとしていく上で、問題が生じていないかどうかを点検し、その点検結果も踏まえ、安全と安心をより確実にするために、法制、その運用体制等をどのように見直したらよいかを議論した。こうした審議を踏まえ、「消費者安全専門調査会報告書」をとりまとめた（資料2-2-2）。この報告書について、第62回委員会（平成23年7月15日）において、宇賀克也座長から委員会に報告がされた。

#### （3-i）製品事故情報の公表等に関する調査会

製品事故情報の公表等に関する調査会は、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故に係る公表において、製品起因か否かが特定できない事故及び製品起因による事故ではないと考えられる案件について第三者が評価・点検を行うために、消費者安全専門調査会に設けられた調査会である。なお、具体的な審議は、経済産業省の審議会である消費経済審議会の製品事故判定第三者委員会と合同で行っている。

この1年間では計6回（第3回から第8回）開催され、各回において、①製品起因による事故ではないと判断した案件、重大製品事故ではないと判明した案件について、②原因究明調査の結果、製品に起因する事故ではないと判断する案件について、③原因究明調査

を行ったが、製品に起因して生じた事故かどうか不明であると判断する案件について等の審議が行われた（参考資料 2 - 3 中の製品事故情報の公表等に関する調査会議事一覧参照）。

#### **（４）地方消費者行政専門調査会**

消費者委員会は、平成 21 年の消費者庁関連三法の成立の際に定められた附則や国会の附帯決議において、集中育成・強化期間後の地方消費者行政の充実強化について検討することとされている。これを踏まえ、消費者委員会において検討の視点や主要な論点を示した「地方消費者行政の充実強化に向けて」（平成 21 年 12 月 14 日）をとりまとめた。その後、そこに掲げる論点その他の地方消費者行政の推進に関する事項について調査審議するために、地方消費者行政専門調査会が設置された。

この 1 年間では計 8 回（第 6 回から第 13 回）開催され、「地方消費者行政の充実強化に向けて」に掲げる論点に基づき審議を重ねた（参考資料 2 - 4 中の議事一覧参照）。さらに、平成 22 年 1 月の「地方消費者行政の実態調査報告」に引き続き、平成 23 年 1 月に「消費生活相談に関する実態調査報告」（本章 3.（2）参照）を行った。こうした審議・検討を踏まえ、報告書の骨子案についての意見募集を経て、「地方消費者行政専門調査会報告書」（平成 23 年 4 月）をとりまとめた（資料 2 - 2 - 3）。この報告書について、第 51 回委員会（平成 23 年 4 月 15 日）において、稲継裕昭座長から委員会に報告がされた。

#### **（５）公益通報者保護専門調査会**

公益通報者保護専門調査会は、平成 21 年 9 月の消費者庁及び消費者委員会の設置により、消費者委員会において、公益通報者の保護に関する基本的な政策に関する重要事項についての調査審議を行うことが所掌事務とされたことを受けて設置された。

この 1 年間では計 5 回（第 4 回から第 8 回）開催された（参考資料 2 - 5 中の議事一覧参照）。公益通報者保護法について、同法の附則で、施行後 5 年を目途として、同法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされていることを踏まえ、①制度の現状と課題、②制度の在り方・見直しの視点、③制度の具体的課題などについて審議が行われた。こうした審議を経て、「公益通報者保護専門調査会報告～公益通報者保護法の施行状況についての検討結果～」をとりまとめた（資料 2 - 2 - 4）。この報告書について、第 47 回委員会（平成 23 年 2 月 18 日）において、島田陽一座長から委員会に報告がされた。

#### **（６）個人情報保護専門調査会**

個人情報保護専門調査会は、平成 21 年 9 月の消費者庁及び消費者委員会の設置により、消費者委員会において、個人情報の適正な取扱いの確保に関する重要事項についての調査審議を行うことが所掌事務とされていることを受けて設置された。

この 1 年間で計 8 回（第 2 回から第 9 回）開催された（参考資料 2 - 6 中の議事一覧参照）。専門調査会においては、個人情報保護の状況に関する関係省庁や関係機関・団体等

からのヒアリングを行ったうえで、個人情報保護法の施行状況の評価並びに個人情報保護法及びその運用に関する問題点の検討を行った。こうした審議を経て、専門調査会では、今後の主な検討課題を抽出した「個人情報保護専門調査会報告書～個人情報保護法及びその運用に関する主な検討課題～」(平成 23 年 7 月)をとりまとめた(資料 2-2-5)。この報告書について、第 67 回委員会(平成 23 年 8 月 26 日)において、長谷部恭男座長から委員会に報告がされた。

### **(7) 集团的消費者被害救済制度専門調査会**

集团的消費者被害救済制度については、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第 6 項において、「法の施行後三年を目途として加害者の財産の保全に関する制度を含め、不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について必要な措置を講ずるもの」とされていることに加え、「消費者基本計画」(平成 22 年 3 月 30 日閣議決定)においても、「消費者委員会の意見を聞きながら必要な措置を講ずる」とされていることを受けて、消費者委員会に集团的消費者被害救済制度専門調査会が設置された。

平成 22 年 10 月 28 日に第 1 回専門調査会が開催されて以降、計 15 回開催され、消費者庁の「集团的消費者被害救済制度研究会報告書」(平成 22 年 9 月消費者庁)で示された手続モデル案や訴訟手続に係る論点について議論が行われた(参考資料 2-7 中の議事一覧参照)。こうした審議を経て、専門調査会では、「集团的消費者被害救済制度専門調査会報告書」(平成 23 年 8 月)をとりまとめた(資料 2-2-6)。この報告書について、第 67 回委員会(平成 23 年 8 月 26 日)において、伊藤眞座長から委員会に報告がされた。

### **(8) 特定保健用食品の表示許可制度専門調査会**

特定保健用食品(以下、本文章中「特保」という)の表示許可制度に関しては、消費者庁の『食品 SOS 対応プロジェクトーエコナを例にしてー』報告(平成 21 年 10 月 8 日)において、「特保に関しては、再審査中における特保に係る表示の取扱い等法制度面での課題、国民の健康の増進を図るための措置を図るとの健康増進法の目的に照らした特保に係る制度の今後のあり方について、消費者委員会における検討を求めたい。」とされ、また、消費者庁の『健康食品の表示に関する検討会』論点整理(平成 22 年 8 月 27 日)において、特保の表示許可制度に関する事項について消費者委員会でさらに議論することとされた。これを受けて、消費者委員会に、特定保健用食品の表示許可制度専門調査会が設置された。

平成 23 年 2 月 28 日に第 1 回専門調査会が開催されて以降、計 4 回開催された(参考資料 2-8 中の議事一覧参照)。専門調査会においては、消費者庁の論点整理で挙げられた課題について、①再審査手続の迅速化を図るためにはどのような取り組みが必要となるか、②再審査手続開始後に、消費者への情報提供の観点からどのような対応が可能であるか、③許可の更新制を新たに導入することについてどのように考えるか、という観点から検討を行い、「特定保健用食品の表示許可制度専門調査会」報告書(平成 23 年 6 月 24 日)をとりまとめた(資料 2-2-7)。この報告書について、第 63 回委員会(平成 23 年 7

月 22 日) において、山田和彦座長から委員会に報告がされた。

### 3. 調査等

#### (1) 有料老人ホームの契約に関する実態調査

本調査は、有料老人ホームを巡る契約の問題について、現在の老人福祉法の規制が有効に機能しているか、同法の規制の実効性を確保するためにはどのような対策が必要か等について検討審議するために、契約の問題に焦点を絞り、調査を実施しとりまとめたものである。消費者委員会では、この調査結果に基づき、審議した上で、平成 22 年 12 月 17 日、「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」(本章 1. (2) ② (i) 参照) をとりまとめた。

本調査は、消費者委員会が、消費者庁及び消費者委員会設置法第 6 条に基づき実施した調査であり、平成 22 年 11 月から 12 月にかけて行われた。調査の実施の方法としては、有料老人ホームの施設数、消費生活センターへの相談件数の多い首都圏 4 都県(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)内の有料老人ホームの施設の重要事項説明書を入手し、データを整理した。こうした結果を「有料老人ホームの契約に関する実態調査報告」(平成 22 年 12 月 17 日)にとりまとめ、同日の第 42 回消費者委員会で報告した(資料 2-3-1)。

内容としては、①入居一時金の徴収の有無、金額の実態、②入居一時金の償却(初期償却率、償却期間)の実態、③短期解約の特約(90 日ルール)についての記載の有無、④保全措置の実施実態などについて調査を実施した。

#### (2) 消費生活相談に関する実態調査

地方消費者行政専門調査会の検討に資するため、平成 22 年 1 月に引き続き、平成 23 年 1 月に全国の都道府県及び特別区を含む市町村に対して、地方消費者行政に関する実態調査を実施した結果をとりまとめた。具体的には、地方消費者行政活性化基金を利用するなどして、相談窓口体制を強化した結果、どのような効果があったのかについて調査を実施し、その結果を、「消費生活相談に関する実態調査報告」(平成 23 年 1 月)としてとりまとめ、同月 25 日開催の第 10 回地方消費者行政専門調査会において示した(資料 2-3-2)。

調査は、平成 22 年 11 月から 12 月にかけて、全国 47 都道府県及び 1,750 市区町村(東京都 23 特別区を含む)を対象に、書面調査の方法で行った。

調査内容としては、消費生活相談体制の強化、消費生活相談への対応、消費生活相談件数・あっせん件数等の変化、P I O - N E T 導入の効果、今後必要な施策という点に着目して行った。

#### (3) 「マンションの悪質な勧誘」に関する実態調査

本調査は、購入者たる消費者の利益の保護が十分に図られ、流通の円滑化が図られるよ



うに、取引の公正について実効性を持って確保する必要があるとの観点から、現在のマンションの電話勧誘販売及び訪問販売を巡る勧誘・契約規制及びその実効性を確保するための体制の問題に関して、どのような対策が必要であるか等について検討審議するために、調査を実施しとりまとめたものである。消費者委員会では、この調査結果に基づき、審議した上で、第53回委員会（平成23年5月13日）において、「マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議」（本章1.（2）②（iii）参照）をとりまとめた。

本調査は、消費者委員会が、消費者庁及び消費者委員会設置法第6条に基づき実施した調査であり、平成23年1月から3月にかけて行われた。調査の実施の方法としては、①P I O - N E T上の相談情報の分析、②全国47都道府県を対象とした書面調査、③被害情報や宅建業者数が上位の6都道府県（埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、静岡県及び大阪府）へのヒアリング、④国土交通省、関係団体等へのヒアリングを実施した。こうした結果を「マンションの悪質な勧誘」に関する実態調査報告（平成23年5月13日）にとりまとめ、同日の第53回消費者委員会で報告した（資料2-3-3）。

内容としては、都道府県における被害情報の把握状況、関係機関間における情報の共有状況、宅建業者に対する指導監督の実施状況、現行制度の見直しについての意見・要望について調査を実施した。

#### （4）国民生活センターの在り方の見直しに係る調査

本調査は、政府における独立行政法人の抜本的な見直しの一環として、その在り方の見直しが求められている国民生活センターについて、それが果たしている地方支援の機能を正確に理解するために、地方自治体における実際の活用状況・意見を十分に把握することを目的として実施したものである。その結果については、「国民生活センターの在り方の見直しに係る調査結果」（平成23年6月10日）としてとりまとめ、同日の第57回消費者委員会で報告した（資料2-3-4）。

調査は、平成23年2月から3月にかけて、全国47都道府県及び19政令指定都市を対象に、書面調査の方法で行った。

調査内容としては、国民生活センターの機能、具体的には、①相談支援、②ADR、③商品テスト、④情報提供等、⑤研修、に関する活用状況、並びに同センターの機能及び果たすべき役割についての考えという点に着目して行った。

#### （5）消費者行政体制の一層の強化に向けた検討

本検討は、消費者庁及び消費者委員会設置法の附則・附帯決議や独立行政法人の見直しの流れを踏まえ、消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターを中心とする消費者行政体制をさらに強化するうえで、どのような見直しが必要であるかについて行ったものであり、その結果を「消費者行政体制の一層の強化に向けた検討報告―国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」中間整理を踏まえて―」（平成23年6月10日）としてとりまとめ、同日の第57回消費者委員会で報告した（資料2-3-5）。

具体的には、①現行法制下で、消費者行政強化のために、消費者庁、消費者委員会及び

国民生活センターの3機関が果たすべき機能・重複の有無の検討、②3機関の各機能が現在抱えている課題・対応状況の確認（地方公共団体や民間団体等における実施の可否等の検討も含む）、③②で整理した課題解決のために必要な組織の在り方の検討、の順に整理・検討がされている。この整理・検討にあたっては、都道府県・政令指定都市に対する実態調査を実施した（「国民生活センターの在り方の見直しに係る調査結果」（本章3.（4）参照）。また、消費者委員会において地方公共団体、事業者団体、消費者団体、行政組織に関する評価や国家行政組織の在り方についての有識者のヒアリングなどを行った。

#### **（6）住宅リフォームに関する消費者問題への取組についての実態調査**

本調査は、住宅リフォームに関する消費者からの相談が増加傾向にあること等を踏まえ、現在国や地方公共団体が実施している支援策が必ずしも十分に活用されていない現状への改善策を検討審議するために調査を実施しとりまとめたものである。消費者委員会では、この調査結果に基づき、審議した上で、平成23年8月26日、「住宅リフォームに関する消費者問題への取組についての建議」（本章1.（2）②（v）参照）をとりまとめた。

調査の実施の方法としては、①P I O－N E T上の相談情報の分析、②消費者に対するアンケート調査、③リフォームの相談件数が比較的多い10都府県・政令市（茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪市、兵庫県、福岡県、神戸市及び北九州市）等を対象としたヒアリング、④国土交通省及び財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターを対象としたヒアリング、⑤事業者を対象としたヒアリングを実施した。こうした結果を「住宅リフォームに関する消費者問題への取組」に関する実態調査報告」（平成23年8月26日）にとりまとめ、同日の第67回消費者委員会で報告した（資料2－3－6）。

内容としては、国や地方公共団体による支援策やそれに対する消費者による認知度、円滑にリフォームを実施するために消費者が必要としている情報等について調査を実施した。

#### **4. 外部との意見交換、外部への情報発信**

消費者委員会においては、地方懇談会、海外の消費者行政関係者との意見交換を行うなど、外部との意見交換を行っている。さらに、第68回委員会（平成23年8月30日）後に、消費者団体ほか関係団体等との意見交換会を実施した。

また、消費者委員会にはこの1年間（平成22年9月から平成23年8月）、120件余りの要望書・意見書が寄せられた。内容をみると、消費者問題について広範な分野に渡って要望がされている（資料2－4－1）。

消費者委員会からの情報発信に関しては次のとおりである。

- 委員会会合は、原則公開（一般からの傍聴可能。さらに、報道機関からの要望に応じ、会議全体につきカメラ入り可能）。また、議事録が公表されるまでの間は、ホームページ上でインターネット配信を実施。
- 委員会会合後などに、適宜、委員長等の記者会見を実施（資料2－4－2）。記者会見の議事要旨についても、ホームページ上で公表。

- 委員会終了直後に、一般傍聴者等との懇談会を随時実施。
- 部会・専門調査会の審議についても原則公開（会議を公開することにより、当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある等の場合を除く）。
- さらに、消費者委員会委員が全国各地を訪問し、関係者と意見交換を行う地方懇談会や、海外の消費者行政関係者と意見交換も随時実施（資料2-4-3）。
- なお、消費者委員会のホームページ（<http://www.cao.go.jp/consumer/>）においては、上記の情報の他、委員会の基礎的な情報（法令等）、消費者委員会委員の活動実績（地方懇談会、海外関係者との意見交換会の実績）などについて情報提供。
- また、消費者委員会の概要や活動を紹介するパンフレットを作成。

